

令和8年度鹿児島県宇宙ビジネス創出推進事業業務委託仕様書（案）

I 事業名

令和8年度鹿児島県宇宙ビジネス創出推進事業業務委託

II 業務目的

- 1 宇宙機器・宇宙ソリューションの市場成長力を県内経済に取り込むこと。
- 2 産学官による研究会を開催し、県内における宇宙ビジネス参入や射場・射場周辺を活用した研究開発等の機運醸成を行うこと。
- 3 県内における宇宙ビジネスのプレーヤー増加に寄与すること。
- 4 県内における宇宙ビジネス関連の企業活動実施を促進すること。

III 業務内容

1 県宇宙ビジネス創出推進研究会の運営

鹿児島県が設置する県宇宙ビジネス創出推進研究会（以下、「研究会」という。）に関し、設置目的を踏まえ、以下により研究会の運営を行うこと。

(1) 研究会の開催

ア 開催回数及び開催方法等

- ・ 年2回程度開催
※ 開催時期は問わないが、おおむね上期1回、下期1回開催
- ・ 2～3時間程度／回
- ・ 現地開催及びオンライン配信のハイブリッド開催
※ オンライン配信にあたっては、配信環境の整備（マイクの接続、スライド・映像の配信、入退出管理等）やトラブル対応が十分に行える体制を構築すること。

イ 業務内容

- ・ 開催内容の企画・提案
※ 開催内容の企画・提案にあたっては、過去の開催状況を踏まえ、従来からの参加者、新たな参加者ともに、参加意欲の向上につながるような企画を行うこと。
- ・ 周知チラシの作成・広報
※ チラシは電子データ（PDF形式）での納品を原則とする。
- ・ オンライン配信対応
- ・ 講師（2人以上／回）との調整、旅費・謝金等の支払い
- ・ 会場等の手配、会場使用料の支払い
- ・ 会議の進行
- ・ アンケートの実施及び開催結果の取りまとめ（議事録作成や今後の検討事項の整理等）

(2) その他

- ア 会員の加入促進に向けた取組の実施
- イ 会員間のビジネス交流会の開催（研究会終了後に会費制で開催予定）
- ウ 各種情報収集

2 人材育成に資する取組の実施

(1) リモートセンシング（衛星データ利活用）研修の実施

ア 到達目標

- ・ リモートセンシングの基礎知識を理解すること
- ・ 光学衛星・SAR衛星の観測原理や利用事例を理解すること
- ・ 衛星データの解析環境整備を行えること（衛星データの検索、入手等を含む）
- ・ 簡単な解析手法（True color, False Color, NDVI, NDWI等）を理解し、異なる時期や衛星の画像を活用して相互比較が行えること
- ・ 自ら設定した課題に対し、衛星データを活用した画像解析から課題解決を行う技術を身に付けること

イ 開催方法等

- ・ 参加者 20人程度
- ・ 現地開催

※ 災害や感染症の流行等により、対面開催が行えず日程変更も困難な場合は、県と協議の上、オンラインでの開催を認める。ただし、オンライン開催を行う場合は、対面開催時と遜色ない講義内容及び理解度となるよう工夫を行うこと。

- ・ 受講者が「Ⅲ 2(1)ア 到達目標」を達成できるような、講義時間を確保すること。

ウ 業務内容

- ・ 開催内容の企画・提案

※ 開催内容の企画・提案にあたっては、鹿児島県の地理的特徴等を捉え、県内で事業を検討する者にとって、魅力的な企画を行うこと。

- ・ 周知チラシの作成・広報

※ チラシは電子データ（PDF形式）での納品を原則とする。

- ・ 講師及び会場等の手配、消耗品の準備及びこれらの支払い関係
- ・ 受講者の理解度確認及び到達目標の達成度評価取りまとめ
- ・ アンケートの実施及び開催結果の取りまとめ

エ その他

- ・ 単なる講義で終わらせず、操作実習やアイデア企画、グループワーク等による受講者の理解促進につながる取組を行うこと。
- ・ eラーニングによる事前学習やアーカイブ配信等による受講者の理解促進は可能とする。
- ・ 研修を通して、衛星データ利活用に関する機運醸成を行うこと。
- ・ 参入意欲の高い受講者については、「Ⅲ 5 宇宙ビジネスコーディネート業務」において、継続的な支援を行うこと。

(2) 学生向けの宇宙ビジネス講義の実施に係る支援

県が指定する高等学校・大学等における宇宙ビジネス講義、ワークショップ、宇宙教育に係る取組等の実施を支援すること。

ア 開催回数及び開催方法等

- 年2～4回程度開催

※ 学校との調整により、開催回数や1回あたりの講師数が変動する可能性がある。

イ 業務内容

- 開催内容の企画提案
 - 講師及び会場等の手配、資料調整、支払い（謝金、旅費、教材費等）
- ※ 講師は、関東圏4名、福岡2名、鹿児島2名を想定すること。

3 ビジネスマッチングの支援

県内企業の取引拡大を図るため、国内で開催される展示会等に研究会として出展するとともに、県内企業のビジネスマッチングを支援する。

(1) 宇宙関連の展示会等への研究会ブース出展

国内で開催される宇宙関連の展示会、イベント等に研究会ブースを出展し、鹿児島県における宇宙ビジネスの取組の普及啓発を行うこと。

ア 業務内容

- 実施内容の企画提案
- 出展に係る主催者との調整
- 出展料等の支払い
- 県内企業への旅費支払い

イ 出展を想定する展示会（想定）

- 九州宇宙ビジネスキャラバン（開催地：大分県）
出展料：33万円（税込） 旅費：上限5万円×2名分
- 日本橋スペースウィーク（開催地：東京都）
出展料：44万円（税込） 旅費：上限7万円×3名分
- 国際宇宙産業展（開催地：東京都）
出展料：52万円（税込） 旅費：上限7万円×3名分

※ 出展効果を検討の上、上記のうち2か所に出展を予定。出展を行わない展示会については、展示会見学に係る県内企業への旅費支援のみ実施する。

※ 検討の結果、出展・見学に係る県内企業への旅費支援を行わない場合は、旅費支援分の委託費を出展料に振り替え、計3か所の展示会に出展を行うことがある。

(2) その他

国、県、市町村、産業支援機関等が行う展示会出展費用等への支援を活用し、宇宙関係の展示会に出展する事業者に対し、展示内容の調整や展示会当日のビジネスマッチング支援等を行うこと。

4 「地域課題解決型衛星データ利活用実証事業」及び「宇宙ビジネス研究開発支援事業」の補助事業者の外部審査員の選定・謝金の支払い

地域課題解決に資するとともにビジネスとして展開可能なモデルの構築を目指す「地域課題解決型衛星データ利活用実証事業」及び宇宙機器の試験研究・試作等を支援する「宇宙ビジネス研究開発支援事業」に係る外部審査員（2人）を選定し、謝金を支払うこと。（審査方法は、原則書面審査とするが、必要に応じて外部審査員とオンラインでの意見交換の場を設けること。）

5 宇宙ビジネスコーディネート業務

県内企業の宇宙ビジネス参入、事業化を促進するため、専門家による伴走支援や宇宙関連企業との接続を行うこと。また、県内における宇宙ビジネスの裾野拡大を行うため、新規参入見込み企業の掘り起こしを実施すること。

(1) 参入段階に応じた支援

本業務における参入支援にあたっては、令和7年度に行ったヒアリング等の結果を業務委託契約締結後に共有する。

ア 宇宙ビジネスに関心を有し、接点を求めている段階

- ・ 県内企業の技術シーズを引き出し、企業の宇宙ビジネス参入への意識向上を行うこと。
- ・ 参入に向けて検討すべき事項等に関するアドバイスを行うこと。

イ 参入意欲を有し、参入分野を検討している段階

- ・ 県内企業の技術シーズを踏まえ、宇宙関連企業の発注ニーズを引き出し、取引までのサポートも含めたビジネスマッチング支援を行うこと。
- ・ 参入可能性のある分野・製品の特定や参入戦略策定を支援すること。
- ・ 本格的な市場参入に向けた研究開発・実証を支援するほか、企業の要望に応じて、大学・企業等と接続し、共同研究等の取組を支援すること。

ウ 参入実績を有し、取引拡大や本格参入を検討している段階

- ・ 展示会への出展や販売戦略策定を支援すること。

(2) 展示会出展への支援

「Ⅲ 3 ビジネスマッチングの支援」により県が出展する展示会において、県ブースに説明員として参加し、来場者に対する県内企業（当該展示会に出展していない県内企業も含む）の紹介や接続を行うこと。

(3) 業務報告書の提出

毎月の実施結果を翌月15日（閉庁日の場合は翌開庁日、3月分については3月31日）までに提出する（メール可）とともに、必要に応じて、県とミーティング（オンライン可）を行うこと。

(4) 県業務への支援

県や公益財団法人かごしま産業支援センター等の産業支援機関が実施する新規企業掘り起こしのサポート（アドバイザリ、企業への事後ヒアリングの実施等）を行うこと。

(5) その他

- ア 宇宙関連機器分野、衛星データ利活用分野等、宇宙ビジネス全般に対応できる体制を構築すること。
- イ 周知チラシを作成し、県内企業への広報に努めること。
※ チラシは電子データ（PDF形式）での納品を原則とする。
- ウ 技術的な課題や資金的な課題等、コンサルティング支援で解決が困難な課題が発生した際は、関係機関と連携した上で、課題の解決に努めること。
- エ 効果的なビジネスマッチングを行うため、県や産業支援機関等との連携を図ること。

6 その他横断的に実施する事項

上記Ⅲ 1～5 の実施で得られた、県内 2 射場（JAXA 種子島宇宙センター、内之浦宇宙空間観測所）の立地を活かした産業支援策（例：宇宙関連産業の集積や産業クラスタ形成等）について、適宜県と意見交換を行うとともに、実績報告書にまとめること。

IV 履行期限

令和 9 年 3 月 31 日（水）

V 業務の報告等

受託者は、本業務の実施状況等を明らかにするため、以下のとおり書類を県に提出しなければならない。

- 1 委託業務が終了したときは、遅滞なく、委託業務終了届（様式 1）を提出すること。
- 2 委託業務終了届の提出に当たっては、実績報告書（様式 2）のほか、本業務の実績を確認できる書類を提出すること。

VI 協議打合せ

事業着手時及び実施中においては協議・打合せを行い、協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行う。

VII 受託者の義務

- 1 受託者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を發揮して業務を遂行しなければならない。
- 2 本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。

VIII 秘密の保持

- 1 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。
- 2 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。この項目について受託者は、履行期間の終了後においても同様とする。

IX 検査

- 1 受託者は、成果品の引渡にあっては期限を遵守し、かつ本県の検査を受けなければならない。
- 2 なお、検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。
- 3 成果品の引渡し後において、受託者の責に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

X その他

- 1 本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。
- 2 企画提案された計画に基づき事業を実施していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、県と調整の上、実施すること。
- 3 災害や感染症の流行等により、県が指示した場合は、事業の停止又は事業内容の見直しをすること。
- 4 WEB サイトの運営
専用 WEB サイトを運営しようとする場合は、事前に県と相談の上、原則として本県ドメインのサブドメインを使用すること。

XI 著作権等

- 1 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- 2 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

XII 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令順守に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと。